

(別紙)

諮問番号：令和2年度諮問第43号

答申番号：令和3年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次のとおり原処分（不動産取得税の課税免除不承認処分）は違法又は不当であると主張している。

(1) と畜場部分と部分肉製造工場部分を有する鉄骨造の工場（以下「本件工場」という。）は、肉畜のと畜解体から部分肉製造までを一貫して行う施設であり、本件工場の建物は、と畜場と部分肉製造工場が一体となった建物となっており、2つの用途に供されているところ、減価償却に当たっては、国税庁の「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の制定について」の別冊「耐用年数の適用等に関する取扱通達」第1節1-1-1を基に、本件工場の建物全体について、と畜場の耐用年数である38年を適用している。

処分庁は、本件工場の建物全体にと畜場の38年の耐用年数が適用されるとして、部分肉製造工場も「と畜場」としているが、この耐用年数が適用されていることを根拠として、部分肉製造工場を「と畜場」とすることは、前記の通達を逸脱しており、これによらずに行われた原処分は違法又は不当である。

(2) 本件工場の建物（以下「本件既存部分」という。）に増築された鉄骨造の家屋（以下「本件家屋」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」という。）別表第1の耐用年数が38年の「と畜場の施設」と耐用年数31年の「工場用又は倉庫用のもの」の食肉製造施設が一体となった本件工場の建物に増築されたものである。こうした建物が租税特別措置法（以下「法」という。）第45条第1項に規定する工場用等に該当するかは、国税庁の「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」の別冊「租税特別措置法関係通達（法人税編）」（以下「関係通達」という。）45-7柱書きによることとされるが、本件家屋は、部分肉・冷凍肉製造にその全部が供されるから、45-7(2)に該当し、同項に該当する工場用の建物である。

したがって、関係通達によらずに行われた原処分は違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

本件家屋について、請求人からはと畜場を取得した旨の不動産取得申告書を受領しており、不動産登記等でもと畜場として記載があること、減価償却の耐用年数についてと畜場の耐用年数を使用していることなどから、租税特別措置法施行令（以下「政令」という。）第28条の9第5項第1号に規定する製造の事業の用に供する建物に該当しないことから、課税免除を適用することができないものであり、原処分は、適法かつ正当なものである。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 不動産取得税の課税免除の対象については、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（以下「条例」という。）等により定められており、対象となる家屋は、法第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同号の第3欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「特別償却設備」という。）である家屋とされている。具体的には、製造の事業の用に供する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備に該当することが要件となり、製造の事業の用に供する工場用の建物かどうかについては、工場用の建物の耐用年数が適用されているかで判断することとなる。
- 2 本件において、本件既存部分がと畜場として不動産登記されており、また、処分庁は、本件家屋が本件既存部分と同じ「鉄骨鉄筋コンクリート造・と畜場用」の38年の耐用年数を適用していることを請求人に確認し、請求人に対し、鉄骨造の本件家屋が工場用の建物である場合には耐用年数を「鉄骨造・工場用」の31年に変更する必要があることを記載した文書を送付したものの、請求人から本件家屋の耐用年数を修正することはできない旨の回答がなされたことから、製造の事業の用に供する工場用の建物に該当しないものと判断し、原処分を行ったことが認められる。
- 3 したがって、処分庁は、法令等の規定に基づき、本件申請を不承認としており、この処分庁の判断に、違法又は不当な点があるとは認められない。

第4 調査審議の経過

令和2年3月2日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月9日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

地方団体（道府県又は市町村）は、公益上その他の事由により課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができるとされており（地方税法第6条第1項）、過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）を対象とした租税措置については、地方税法第6条の規定により、地方公共団体が、過疎地域内において製造の事業等の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に係る建物等の取得に対する不動産取得税を課さなかった場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方税の減収分の一部を地方交付税により措置されることとされている（過疎法第31条）。そして、前記の総務省令で定める場合は、不動産取得税については、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋等の取得に対して課する不動産取得税について課税免除等を行うこととしている場合とされている（過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第2号）。前記第3の1の法第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業は「製造の事業その他の政令で定める事業」とされ（同欄）、具体的には「製造の事業」等とされている（政令第28条の9第4項）。また、同号の第3欄の規定の適用を受けるものは「機械及び装置並びに建物及びその附属設備で、政令で定めるもの」とされ（同欄）、具体的には、製造の事業にあつては「その用に供する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備」とされている

(同条第5項第1号)。

そして、北海道では、地方交付税による減収補填の措置が受けられる範囲内で課税免除等を行うため、過疎地域内において、製造の事業等の用に供する設備を新設し、又は増設した事業者については、その事業に係る家屋であって規則で定めるものに対して課する不動産取得税を免除するものとし(条例第9条)、対象となる家屋は、特別償却設備である家屋としている(特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第7条第2項)。

他方、耐用年数省令別表第1において、機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数が定められており、「構造又は用途」が「鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの」の耐用年数については、「変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの」及び「工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの」の「その他のもの」の「その他のもの」は「38年」とされている。また、「構造又は用途」が「金属造のもの(骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。)」(いわゆる鉄骨造のもの)の耐用年数については、「変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの」及び「工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの」の「その他のもの」の「その他のもの」は「31年」とされている。

そこで本件についてみると、不動産取得税を免除する対象となる家屋は、特別償却設備である家屋(法第45条第1項の規定の適用を受けるもの)とされ、具体的には製造の事業の用に供する工場用の建物であるところ、本件家屋は、「鉄骨鉄筋コンクリート造・と畜場用」の38年の耐用年数が適用されており、工場用の建物と認めることができない。

したがって、本件家屋は同項の規定の適用を受けるものではないことから、不動産取得税の課税免除の対象としないとした処分庁の判断に、違法又は不当な点があるとは認められない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子